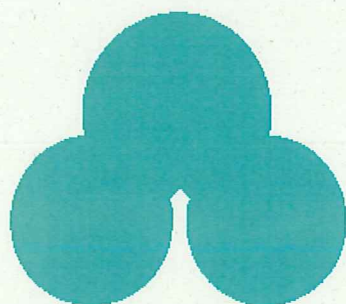


淡路島定住自立圏形成協定書



平成30年10月3日

洲本市・淡路市

淡路島定住自立圏の形成に関する協定書

洲本市（以下「甲」という。）と淡路市（以下「乙」という。）は、淡路島定住自立圏（以下「圏域」という。）の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、甲及び乙が相互に役割を分担して人口定住のために必要な生活機能を確保しつつ、協調及び連携を図りながら、圏域全体の住民福祉の向上及び地域振興を推進するため、定住自立圏を形成することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために圏域を形成し、次条に規定する政策分野において、相互に役割を分担して協調及び連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（政策分野及びその内容並びに役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に役割を分担して協調及び連携を図り、共同し、又は補完し合う政策分野は、次に掲げるものとし、その内容並びに甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 前条に規定する政策分野を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携を図り、又は協力して、これらの事務の執行に当たるものとする。

2 前条に規定する政策分野を推進するため、甲及び乙は、同条において規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担及び前項に規定する費用の負担については、その都度、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 この協定を変更しようとするときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものと

する。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して必要な事項を定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成30年10月3日

甲 洲本市本町三丁目4番10号

洲本市

洲本市長

竹内通弘

乙 淡路市生穂新島8番地

淡路市

淡路市長

剛 康彦

別表第1（第3条第1号関係）

① 医療

地域医療体制の充実	取組の内容	圏域内の限られた医療資源を有効に活用し、地域医療体制の強化を図るため、圏域内の各医療機関相互の役割を明確にし、連携強化を促進する。 特に小児救急医療について、輪番担当医院及び洲本市応急診療所並びに兵庫県立淡路医療センターとの役割分担と連携の確立に努める。
	甲の役割	(1) 兵庫県立淡路医療センターと圏域内医療機関の機能分担による相互の役割を明確にし、連携強化を促進する。 (2) 夜間・休日における小児救急医療体制を維持し継続するため、必要に応じた支援を行う。
	乙の役割	(1) 甲と共同し、兵庫県立淡路医療センターと圏域内医療機関の機能分担による相互の役割を明確にし、連携強化を促進する。 (2) 甲と共同し、夜間・休日における小児救急医療体制を維持し、継続するため、必要に応じた支援を行う。

② 福祉

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進	取組の内容	複雑化・複合化する課題に的確に対応するため、関係機関との連携を強化し、圏域内の住民が健幸（健やかに幸せに）で自立した生活の実現と支え合う共生の地域づくりを目指して生活支援などの取組を推進する。
	甲の役割	高齢者・障害者（児）等が住み慣れた地域で様々な生活課題を抱えながらも自分らしく暮らしていけるよう、福祉の充実・強化につながる取組を推進する。
	乙の役割	甲と共同し、高齢者・障害者（児）等が住み慣れた地域で様々な生活課題を抱えながらも自分らしく暮らしていけるよう、福祉の充実・強化につながる取組を推進する。

③ 教育

図書館図書の貸出返却の利便性の向上	取組の内容	圏域内の図書館における相互利用のため、図書館資料の物流や蔵書管理検索システムの統合を検討し、圏域住民がどこでも利用しやすい図書館サービスの環境整備を推進する。
	甲の役割	蔵書管理検索システム及び図書の貸出返却便の検討を行う。
	乙の役割	甲と共同し、蔵書管理検索システム及び図書の貸出返却便の検討を行う。
教育・文化・スポーツ活動の振興	取組の内容	圏域内における教育・文化・スポーツの振興及び拡大を図るため、教育の質の向上、公共施設の相互利活用を推進し、圏域住民の利便性の向上を図ると

		ともに、教育・文化・スポーツ活動の交流を促進する。
	甲の役割	教育・文化・スポーツ活動の交流を促進する。
	乙の役割	甲と共同し、教育・文化・スポーツ活動の交流を促進する。

④ 産業振興

淡路島観光推進事業	取組の内容	淡路島ブランドを全面に出して、圏域として連携した取組により競争力を高め、観光客の来訪及び滞在の促進を図る。
	甲の役割	関係団体と連携及び調整を行い、圏域内の情報発信及び観光の振興を図る。
	乙の役割	甲と共同し、圏域内の情報発信及び観光の振興を図る。
淡路島ブランドの構築やPR	取組の内容	あわじ環境未来島構想に掲げる「農と食の持続」を基本コンセプトに、圏域内の農畜水産物・加工食品の生産、流通、消費、観光が両市一体となって圏域内の魅力を引き出し、圏域内はもちろん、京阪神や首都圏などの大消費地をターゲットに新たな需要を開拓し、推進策を展開する。
	甲の役割	各種事業及びイベント等の参画と推進活動を行う。
	乙の役割	甲と共同し、各種事業及びイベント等の参画と推進活動を行う。
6次産業化等の取組の推進	取組の内容	圏域内の豊かな食材を生かした6次産業化及びブランド化などの事業について連携を図る。
	甲の役割	6次産業化に向けた可能性等の調査研究を行うとともに、商品開発、販路開拓等について支援を行う。
	乙の役割	甲と共同し、6次産業化に向けた可能性等の調査研究を行うとともに、商品開発、販路開拓等について支援を行う。
有害鳥獣による農作物被害対策	取組の内容	圏域内の有害鳥獣の捕獲及び活用に関する連携を強化する。 (1) 捕獲の協力体制 有害鳥獣による農作物被害を防止するため、甲と乙が連携しながら捕獲体制の強化を図る。 (2) 加工処理施設の調査及び設置 有害鳥獣として捕獲したイノシシなどを新たな地域資源と位置付け、有効活用を図ることを目的とした加工処理施設の調査及び設置を推進する。
	甲の役割	関係住民、関係団体等と連携を図り、乙と情報交換及び対策に向けた協議を行う。また、加工処理施設の調査及び設置を推進する。
	乙の役割	甲と共同し、関係住民、関係団体等と連携を図り、情報交換及び対策に向けた協議を行う。また、加工処理施設の調査及び設置を推進する。
循環型産業体系	取組の内容	圏域内のシカ・イノシシの一次処理後の残渣、野菜

構築の検討（シカ・イノシシ・野菜残渣・竹等）		残渣、竹等について、効率的な処理を行うための施設整備及び管理運営の共同化並びに民間化を進めるための検討を行う。
	甲の役割	シカ・イノシシの一次処理後の残渣、野菜残渣、竹等について、効率的な処理を行うための施設整備及び管理運営の共同化並びに民間化を進めるための検討を行う。
	乙の役割	甲と共同し、シカ・イノシシの一次処理後の残渣、野菜残渣、竹等について、効率的な処理を行うための施設整備及び管理運営の共同化並びに民間化を進めるための検討を行う。

⑤ 環境・エネルギー

再生可能エネルギーの活用	取組の内容	あわじ環境未来島構想に掲げる「エネルギーの持続」を基本コンセプトに、圏域内の地域資源を生かした再生可能エネルギーの活用等に取り組む。特にBDF（バイオディーゼル燃料）施設等の広域活用及びB5燃料（BDF混合軽油）の普及についての取組を進めていく。
	甲の役割	再生可能エネルギーの活用に向けた取組を推進する。
	乙の役割	甲と共同し、再生可能エネルギーの活用に向けた取組を推進する。

⑥ 防災

南海トラフ地震津波対策の充実	取組の内容	圏域内の南海トラフ地震津波対策等について、総合防災訓練等を連携して実施する。
	甲の役割	南海トラフ地震津波対策等について、総合防災訓練等を連携して実施する。
	乙の役割	甲と共同し、南海トラフ地震津波対策等について、総合防災訓練等を連携して実施する。

別表第2（第3条第2号関係）

① 地域公共交通

市域を越えたバスネットワークの構築	取組の内容	圏域内の地域公共交通について、市域を越えたバスネットワークの構築により、総合的な交通体系の構築を行う。
	甲の役割	淡路島地域公共交通網形成計画に基づく市域を越えたバスネットワークの構築により、総合的な交通体系の構築を推進する。
	乙の役割	甲と共同し、淡路島地域公共交通網形成計画に基づく市域を越えたバスネットワークの構築により、総合的な交通体系の構築を推進する。

② 地域内外の住民との交流・移住促進

都市など他の地域の住民との交	取組の内容	圏域内の歴史、文化、自然、産業等の地域資源を活用した交流を推進する。また、空き家バンクや都市部
----------------	-------	---

流促進、移住・ 定住の取組		での移住相談会など、各種事業において、甲、乙及び関係団体（宅建協会、NPO法人等）の連携を深め、移住促進を図る。
	甲の役割	関係団体の行う事業の支援及び取組の調整を行う。また、共同利用する空き家バンクシステムの開発及び設置を行う。
	乙の役割	甲と共同し、関係団体の行う事業の支援及び取組の調整を行う。また、甲と共同利用する空き家バンクシステムの開発への協力及び連携を行う。

別表第3（第3条第3号関係）

① 圏域内市の職員等の交流

市職員等の連携 と能力向上	取組の内容	市職員等の能力向上及び政策課題の対応能力を高めるため、専門家の招へい及び合同研修会を行う。また、圏域全体を考えた政策立案を行うことができるよう、職員の意見交換等の場を設け、圏域の行政サービスの向上を図る。
	甲の役割	専門家の招へい及び合同研修会を行う。また、甲の実施する専門家の招へい及び研修会の情報を乙に提供し、乙の職員の参加の機会を提供するとともに、意見交換等の場を設ける。
	乙の役割	甲と共同し、専門家の招へい及び合同研修会を行う。また、乙の実施する専門家の招へい及び研修会の情報を甲に提供し、甲の職員の参加の機会を提供するとともに、意見交換等の場を設ける。